



# 派遣労働者のストレスチェックについて



2015年12月より労働者のメンタルヘルス不調の未然防止などを目的に、「労働者50人以上」の企業には、「ストレスチェック」の実施が義務付けられました。しかし、派遣労働者への対応については、「派遣先でストレスチェックを実施するのか」「労働者50人以上には派遣労働者は含めるのか」など、実務上わかりにくいところもあるかと思えます。今回のあおぞらレターでは、派遣労働者に関するストレスチェックのポイントをお伝えします。

## 1. ストレスチェックを実施するのは派遣元

派遣労働者のストレスチェック・面接指導は、**派遣元**で実施する義務が生じます。



## 2. 派遣先は派遣労働者も人数にはカウントする

派遣先で、ストレスチェック実施の義務のある企業の要件である、「50人以上の労働者数」のカウントは、**派遣労働者も含める**必要があります。

例) 派遣先: 正社員40人、派遣労働者20人⇒実施義務あり

※ただし、ストレスチェックを実施する対象者は、1. のとおり **派遣労働者を含めません。**(派遣元が実施)

## 3. 高ストレス者への対応は派遣先との協力が望ましい

派遣元が実施した派遣労働者の面接指導の結果に基づき、「就業上の措置」を講じるにあたっては、**派遣先**と連携し対応することが望ましいとされています。

- ※就業上の措置: 就業場所変更、作業の転換、労働時間の短縮など
- ※ただし、派遣先の同意が得られない場合は**派遣先**変更などの措置が必要

## 4. 集団分析には派遣労働者も含めることが望ましい

ストレスチェックの結果の集団ごとの集計・分析は努力義務となっておりますが、「職場環境の改善」が目的であるため、**派遣先**であっても、**派遣労働者も含めた**集計・分析等を実施することが望ましいとされています。

そのため、上記1. のとおり、派遣労働者に対するストレスチェックは**派遣先**に実施義務はありませんが、職場環境改善を図るためには、**派遣先**においても派遣労働者へのストレスチェックを実施するのが望ましいといえます。

出所:平成27年11月23日付 労働新聞より

司

当社では、妊娠・育児で

が、派遣労働者の扱いはどうなるの

勤務場所ですべてまとめて実施  
受入先の従業員と一緒に

派遣先がストレスチェック?

要があります。

次に、事業者は医師等に対し、ストレスチェックの結果を「労働者の一定規模の集団ごとに集計させ、結果を分析する」

「職場環境を共有し、業務内容について一定のまとまりを持った部・課」などを対象として、ストレスの有無・その原因を把握し、職場環境の改善につなげる趣旨です。

集団分析は努力義務ですが、「職場単位で実施することが重要である」とから、派遣先は派遣労働者も含めて集計・分析し、その結果に基づき措置を実施することが望ましいとされています。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277